

国立研究開発法人物質・材料研究機構
DICEアカウント利用約款一部改正新旧対照表

新	旧
(略)	(略)
(DICEアカウントの対象となるシステム)	(DICEアカウントの対象となるシステム)
第4条 機構は、登録者に対して、本約款に定める条件の下で、次の各号に示す対象システムに共通してログインすることのできるDICEアカウントを発行します。各種サービスの利用開始に伴う必要手続きは、当該利用を開始するサービスのサービス約款に則るものとします。	第4条 機構は、登録者に対して、本約款に定める条件の下で、次の各号に示す対象システムに共通してログインすることのできるDICEアカウントを発行します。各種サービスの利用開始に伴う必要手続きは、当該利用を開始するサービスのサービス約款に則るものとします。
一 NIMS物質・材料データベースシステム「MatNavi」	一 NIMS物質・材料データベースシステム「MatNavi」
二 無機材料データベースシステム「AtomWork-Adv」	二 無機材料データベースシステム「AtomWork-Adv」
三 材料データリポジトリシステム「MDR」	三 材料データリポジトリシステム「MDR」
四 データ蓄積・共用システム「RDE」	四 データ蓄積・共用システム「RDE」
五 データ蓄積・共用システム「RDE」 (ARIM事業における利用)	五 データ蓄積・共用システム「RDE」 (ARIM事業における利用)
<u>六 AI解析システム「pinax」</u>	<u>(挿入)</u>
<u>七 ユーザ登録システム</u>	<u>六 ユーザ登録システム</u>
2 機構は、登録者の承諾を得ることなく、前項の対象システムの全部若しくは一部を追加、変更又は削除することができるものとします。	2 機構は、登録者の承諾を得ることなく、前項の対象システムの全部若しくは一部を追加、変更又は削除することができるものとします。
(略)	(略)
<u>附 則 (令和7年10月21日)</u> <u>この約款は、令和7年10月28日から施行する。</u>	
別紙 事業連携機関 (第1条関連)	別紙 事業連携機関 (第1条関連)

ハブ機関（5 法人）
（略）

スポーク機関（20 法人）

国立大学法人 北海道大学
公立大学法人 公立千歳科学技術大学
国立大学法人 山形大学
国立大学法人 筑波大学
国立研究開発法人 産業技術総合研究所
学校法人 早稲田大学
国立大学法人 東京科学大学
国立大学法人 電気通信大学
国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学
国立大学法人 信州大学
国立大学法人 名古屋工業大学
学校法人 トヨタ学園豊田工業大学
大学共同利用機関法人 自然科学研究機構
国立大学法人 豊橋技術科学大学
国立大学法人 大阪大学
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学
国立大学法人 広島大学
国立大学法人 香川大学

以上 25 法人

ハブ機関（5 法人）
（略）

スポーク機関（19 法人）

国立大学法人 北海道大学
公立大学法人 公立千歳科学技術大学
国立大学法人 山形大学
国立大学法人 筑波大学
国立研究開発法人 産業技術総合研究所
学校法人 早稲田大学
国立大学法人 東京科学大学
国立大学法人 電気通信大学
国立大学法人 北陸先端科学技術大学院大学
国立大学法人 信州大学
国立大学法人 名古屋工業大学
学校法人 トヨタ学園豊田工業大学
大学共同利用機関法人 自然科学研究機構
（挿入）
国立大学法人 大阪大学
国立研究開発法人 日本原子力研究開発機構
国立研究開発法人 量子科学技術研究開発機構
国立大学法人 奈良先端科学技術大学院大学
国立大学法人 広島大学
国立大学法人 香川大学

以上 24 法人